

太陽光発電の売電収入は確定申告が必要か!?

税理士・ファイナンシャル・プランナー 林 孝行

自宅の屋根などにソーラーパネルを設置して、自宅の電気代を節約するとともに余剰分を売電して収入を得ることが定着してきました。以前は、助成金を考慮しても設置費用が高く元は取れないため環境への配慮から設置していましたが、近年は、設置場所の方角などで変わるものの、パネルの性能の向上から10年以内で元が取れることも多くなってきているためです。

このような状況になってくると売電収入は申告しなければいけないのか?という疑問がでてきますね。今回は、売電収入にかかる税金についてご説明します。

(1) 売電収入は何所得?

個人が屋根にソーラーパネルを設置して、売電収入を得た場合、所得税の課税対象となります。ただし、どの用途の建物の屋根に設置したかで、所得区分が以下のように異なります。

用途	所得区分
自宅	雑所得
賃貸物件	不動産所得
店舗併用住宅	事業所得

賃貸物件や店舗併用住宅などはそれぞれの所得の付随収入とみなされます。これらの所得は確定申告を毎年しているでしょうから、それに追加して計算すればいいわけです。

(2) 雑所得の計算方法

問題は、個人の自宅に設置した場合の雑所得です。自宅に設置したときに確定申告を想定している人は少ないためです。売電収入の雑所得は次のように計算されます。

- ① (売電)収入
- ② 必要経費
- ③ 雑所得 (①-②)

②の必要経費ですが、当初の設置費用(国・自治体からの助成金を除く実際の負担額)は、支出時に経費にできず、17年間に渡って、費用化(減価償却)していきます。しかも

—コラムの無断転写・転載などを禁じます。—

費用にできるのは、この減価償却のうち、売電分発電量÷総発電量の部分です。発電のうち一部は家庭用の電気として使っているのも、売電部分しか費用化はできないのです。

次の例で計算してみます。

サラリーマンが1月に200万円のソーラーパネルを設置して、国・自治体から60万円の補助金を受け取った。1月以降、売電収入は月々10,000円で、総発電量のうち、家事使用分と売電分は毎月、50%：50%だった。減価償却以外に経費はなかった。

①収入金額 10,000円×12か月=120,000円

②必要経費 (2,000,000円 - 600,000円) ÷ 17年=82,352円

82,352×50%=41,176円

③雑所得の金額 ① - ②=78,824円

※ 必要経費の減価償却は説明のため簡略化しています。

(3) 確定申告は必要か？

前述のように一見すると雑所得が78,824円生じており確定申告が必要に思われますが、所得税ではサラリーマンや年金生活者は、給与（年金生活者は年金に係る雑所得）以外の所得の合計が20万円以下なら申告は要しない（所法121）、と規定しているため、給与所得以外の所得が上記の78,824円のみであれば確定申告は不要となります。

実際、上記の例程度の収入・支出の方が大部分だと思いますので、これだけでしたら問題にはなりません。

問題となるのは、この売電による雑所得以外に他の所得があり、合計で20万円を超える場合です。確定申告が必要となってきます。例えば、次のような収入（雑所得）などはサラリーマン、年金生活者でもあるでしょう。

- ① 認可保育園の入園希望者が自治体から受け取る認証保育園の保育料助成金
- ② 外貨預金などの資産運用によって得た、為替差益
- ③ 民間保険会社の年金保険の年金収入

これらの所得を売電による所得と合算すると、意外と20万円は簡単に超えてしまいます。また、医療費を多く支払った、ふるさと納税などの寄付をした場合、確定申告をすると通常、還付が受けられますが、確定申告をする際は、売電による雑所得も必ず申告しなければいけません。還付を受けるつもりで確定申告書を作成してみたら、実は納税になった、なんてこともありますから、申告の際は注意しましょう。

—コラムの無断転写・転載などを禁じます。—

Copyright©2013 Skirr Japan Corporation. All Rights Reserved.